

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会倫理綱領

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会
平成 17 年 4 月 1 日 制定

前文

私たちは、今、この時を生きています。

「この時」は、だれにとっても、たった一度きりの人生であり、しかも一人ひとり、個性のある大切な命です。

私たちの仕事は、かけがえのない、ただ一つの命を守り、育てていくために必要な支援、しくみを創りながら、このことが、普遍化された福祉となり、様々なハンディキャップのため社会的に弱い立場にあるどのような人をも支えていけるような社会のしくみに変えていくことです。

この倫理綱領は、すべての福祉サービス利用者（以下、利用者という。）が、そのサービスを利用する過程において適切なサービスが提供され、かつその上で尊厳が侵されないよう、利用者の人権、権利を明確にし遵守するために、宮城県社会福祉協議会職員（以下、職員という。）の行動規範の指針として制定しました。

私たちは、「命を守り、人として人を支える。」この仕事を誇りに思い、利用者一人ひとりの特性に配慮しながら、援助技術の研鑽に努め、自立と社会参加を押し進めていきます。

第 1 条 個人の尊厳の尊重

私たち職員は、全ての人々の基本的人権を積極的に擁護し、利用者一人ひとりをかけがえのない大切な存在として尊重します。

第 2 条 生活者としての権利の尊重

私たち職員は、利用者の生活のあり方や仕組みが、これまで慣れ親しんできた地域社会にあることを基本とし、適切なサービスが、利用者本人の意向に沿って行われることを保障します。

第 3 条 プライバシーが守られる権利の尊重

私たち職員は、利用者の生活におけるプライバシーを守り、また、個人の情報が、承諾なしに勝手に使用されないことを保障します。

第 4 条 不当に財産が侵されない権利の尊重

私たち職員は、利用者の年金、預貯金及び所持金等が不当に侵害されることなく、適切に処理、管理されることを保障します。

第 5 条 知る権利の尊重

私たち職員は、利用者が必要とする情報を理解できるようにわかりやすく提供し、利用者の知る権利を保障します。

第6条 自己決定の保障

私たち職員は、利用者が、あらゆる生活の領域で自らの意思によって選択し、決定する権利を保障します。自己選択・決定にあたっては、十分な説明や同意を得ることに配慮し、また、不当・過度の干渉は行わないことを保障します。

第7条 安心・安全な生活の保障

私たち職員は、福祉サービスの提供において、虐待等の早期発見に努め、人権擁護に向けて積極的な対応をします。

第8条 身体拘束へと至らない質の高い生活が守られる権利の保障

私たち職員は、利用者一人ひとりが安全、安心、快適な生活が送れるよう、身体拘束に至らない質の高い生活を積極的に提案します。

第9条 質の高いサービスを受ける権利の保障

私たち職員は、利用者一人ひとりのニーズに基づき、その人らしい生活が送れるよう、福祉サービスを提供します。

第10条 サービス利用計画策定に参画する権利の保障

私たち職員は、利用者に係るサービス利用計画の策定にあたっては、利用者本人及び家族の主體的な参画を基本とします。

第11条 意見・質問・苦情を表明する権利の保障

私たち職員は、利用者の意見・質問・苦情には、真摯に傾聴し、具体的な解決、改善を図っていくことを保障します。